

志木市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年12月22日条例第17号）

最終改正:令和4年12月21日条例第32号

改正内容:令和4年12月21日条例第24号 [令和5年4月1日]

○志木市情報公開・個人情報保護審査会条例

平成16年12月22日条例第17号

改正

平成18年3月24日条例第15号
平成19年6月20日条例第20号
平成19年12月21日条例第38号
平成27年12月22日条例第23号
平成28年3月15日条例第5号
平成30年3月16日条例第7号
令和元年12月18日条例第14号
令和4年3月22日条例第1号
令和4年12月21日条例第24号
令和4年12月21日条例第32号

志木市情報公開・個人情報保護審査会条例

志木市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成6年志木市条例第19号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 設置及び組織(第2条—第6条)

第3章 審査会の調査審議の手続(第7条—第14条)

第4章 雜則(第15条—第17条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、志木市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めるものとする。

第2章 設置及び組織

(設置)

第2条 志木市情報公開条例(平成16年志木市条例第15号。以下「公開条例」という。)第21条第1項、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「保護法」という。)第105条第3項において準用する同条第1項及び志木市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年志木市条例第31号。以下「議会保護条例」という。)第45条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議するため、志木市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審査会は、委員3人をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

(会議)

第6条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員全員をもって構成する合議体で行う。

第3章 審査会の調査審議の手続

(定義)

第7条 この章において「諮問実施機関等」とは、公開条例第21条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関、保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした志木市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年志木市条例第24号)第2条第1項に規定する市の機関又は議会保護条例第45条第1項の規定により審査会に諮問をした議長をいう。

2 この章において「公文書」とは、公開条例第13条第1項に規定する公開決定等に係る公文書(公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。)をいう。

3 この章において「保有個人情報」とは、保護法第78条第1項第4号、第94条第1項若しくは第102条第1項又は議会保護条例第20条第5号ア、第35条第1項若しくは第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報(保護法第60条第1項又は議会保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。)をいう。

(審査会の調査権限)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関等に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 濟問実施機関等は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関等に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又は諮問実施機関等(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めてことその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第9条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第10条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第11条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第8条第1項の規定により提示された公文書若しくは保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第9条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。(提出資料の写しの送付等)

第12条 審査会は、第8条第3項若しくは第4項又は第10条の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの)の閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めると、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならぬ。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第13条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第14条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第4章 雜則

(庶務)

第15条 審査会の庶務は、総合行政部市政情報課において処理する。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第17条 第4条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第15号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第38号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第23号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第5号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第7号抄)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年12月18日条例第14号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月22日条例第1号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月21日条例第24号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月21日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。
